

第九号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例
 江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。
 別表第二都市開発部の表一の項、二の項、三の項、四の項から六の項まで、九の項から十一の項まで、十三の項から十七の項まで及び十九の項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同表二十六の項の次に次の二項を加える。

<p>二十六の三 建築基準法第四十 八条第十六項第二号（同法第 八十八条第二項において準用 する場合を含む。）の規定に 基づく建築の特例許可の申請 に対する審査</p>	<p>二十六の二 建築基準法第四十 八条第十六項第一号（同法第 八十八条第二項において準用 する場合を含む。）の規定に 基づく増築、改築又は移転の 特例許可の申請に対する審査</p>
<p>用途地域にお ける建築の特 例許可申請手 数料</p>	<p>用途地域にお ける増築、改 築又は移転の 特例許可申請 手数料</p>
<p>一件につき 九万二千円</p>	<p>一件につき 八万七千円</p>
<p>許可申請の とき</p>	<p>許可申請の とき</p>

別表第二都市開発部の表二十九の項中「第五十三条第四項」の下に「又は第五項」を加え、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表三十の項中「第五十三条第五項第三号」を「第五十三条第六項第三号」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表三十六の項及び三十九の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表四十の項中「第六十七条の三第三項第二号」を「第六十七条第三項第二号」に改め、同表四十一の項中「第六十七条の三第五項第二号」を「第六十七条第五項第二号」に改め、同表四十二の項中「第六十七条の三第九項第二号」を「第六十七条第九項第二号」に改め、同表四十五の項、五十の項及び六十の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表六十一の項中「第八十六条の八第一項」の下に「又は第八十七条の二第一項」を加え、同表六十二の項中「第八十六条の八第三項」の下に「（同法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項の次に次の二項を加える。

<p>六十二の二 建築基準法第八十七条の三第五項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する可の申請に対する審査</p>	<p>建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係</p>	<p>一件につき 十万八千円</p>	<p>許可申請の とき</p>
---	---	------------------------	---------------------

<p>六十二の三 建築基準法第八十七條の三第六項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査</p>	
<p>建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料</p>	<p>る許可申請手数料</p>
<p>一件につき 十九万五千円</p>	
<p>許可申請のとき</p>	

別表第二都市開発部（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づく審査の事務に限る。）の表一の項及び二の項中「第八十七條の二」を「第八十七條の四」に改める。

別表第二都市開発部（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく審査の事務に限る。）の表三の項及び四の項中「第八十七條の二」を「第八十七條の四」に改める。

付 則

この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。

(説明)

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の改正に伴い、用途地域における特例許可を受けて建築した建築物を増築等する場合の許可申請等に対する審査の事務手数料を加えるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたしました。